

・解答

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	建物減価償却累計額	3,600,000	建物	8,000,000
	未決算	4,400,000		
2	不渡手形	183,000	受取手形	180,000
			当座預金	3,000
3	(試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)			
4	商品保証引当金	10,000	当座預金	10,000
5	仕入	216,000	買掛金	216,000

・解説

1. 固定資産の滅失に関する問題です。

火災により建物が焼失した場合、焼失時の建物の帳簿価額（取得原価 8,000,000 円－減価償却累計額 3,600,000 円＝4,400,000 円）を未決算勘定に振り替えます。

なお、本問は焼失したタイミングが期首なので**当期の減価償却費はゼロ**ですが、第122回の間4のように期中に焼失した場合は、当期の減価償却費を月割計算して焼失時の帳簿価額を計算します。

■参考問題 1…その後、保険会社から満額の 5,000,000 円の保険金を支払う旨の連絡があった。

☆参考仕訳

(借) 未収入金 5,000,000 / (貸) 未決算 4,400,000
(貸) 保険差益 600,000

■参考問題 2…その後、保険会社から 4,000,000 円の保険金を支払う旨の連絡があった。

☆参考仕訳

(借) 未収入金 4,000,000 / (貸) 未決算 4,400,000
(借) 火災損失 400,000

固定資産の滅失に関しては、「滅失時（本問の解答仕訳）」または「保険金の受取額確定時（上記の参考問題）」のどちらかの仕訳が問われます。

仕訳のポイントは、「**固定資産が滅失したときの帳簿価額を未決算勘定に振り替える**」「**保険金の受取額が確定したら、未決算勘定との差額を特別損益で処理する**」の2点です。

固定資産の滅失に関する問題は、第100回の間3や第108回の間3、第109回の間5、第114回の間4、第119回の間5、第122回の間4、第126回の間2、第131回の間1でも出題されているので、あわせてご確認ください。本問は、第131回の間1とほとんど同じ問題です。

2. 不渡手形に関する問題です。

保有していた他店振出の約束手形が不渡りとなった場合、受取手形勘定を不渡手形勘定に振り替えます。この際に償還請求に要した費用（本問は 3,000 円）も**不渡手形勘定に含めて処理する**点に気をつけてください。

本問が理解できたら下の類題 3 問も確認しておいてください。

■類題 1…償還請求の結果、不渡手形勘定に計上した全額を現金で回収できた場合

☆参考仕訳

(借) 現金 183,000 / (貸) 不渡手形 183,000

■類題 2…償還請求の結果、150,000 円を現金で回収できた場合（貸倒引当金は 50,000 円）

貸倒引当金の残高が 50,000 円だった場合、貸倒引当金を取り崩して処理します。

☆参考仕訳

(借) 現金 150,000 / (貸) 不渡手形 183,000

(借) 貸倒引当金 33,000

■類題 3…償還請求の結果、100,000 円を現金で回収できた場合（貸倒引当金は 50,000 円）

貸倒引当金の残高が 50,000 円だった場合、貸倒引当金を取り崩した上で足りない分の 33,000 円については貸倒損失勘定で処理します。

☆参考仕訳

(借) 現金 150,000 / (貸) 不渡手形 183,000

(借) 貸倒引当金 50,000

(借) 貸倒損失 33,000

不渡手形に関する問題は、第 117 回の問 1や第 123 回の問 2、第 128 回の問 5、第 130 回の問 2、第 133 回の問 5、第 142 回の問 3でも出題されているので、あわせてご確認ください。本問は、第 130 回の問 2とほとんど同じ問題です。

3. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)

4. 商品保証引当金に関する問題です。

商品保証引当金については、【決算時の仕訳】を考えてから【修理時の仕訳】を考えると分かりやすいです。

■決算時の仕訳

まず、問題文のなお書きの「**前期末に計上した商品保証引当金の残高は ¥ 50,000 である**」から、前期の決算時に、当期以降の保証期間内に発生すると予想される「保証に要する費用」を見積もって、商品保証引当金繰入勘定と商品保証引当金勘定を使って仕訳をしたことが分かります。

☆参考仕訳

(借) 商品保証引当金繰入 50,000 / (貸) 商品保証引当金 50,000

■修理時の仕訳

次に、問題文の「前期首に保証書を付して販売した商品について、購入者より無料修理の申し出があったので、修理業者に修理を依頼し、修理代金 10,000 円を小切手を振り出して支払った」から、修理代金 10,000 円の支払いが発生したことが分かります。

前期の決算時に計上した商品保証引当金は 50,000 円なので、そのうちの 10,000 円を取り崩して処理します。

★解答仕訳

(借) 商品保証引当金 10,000 / (貸) 当座預金 10,000

なお、商品保証引当金の金額よりも多くの修理費用がかかってしまった場合 (ex.修理費が 70,000 円発生した場合) は、引当金を取り崩しても足りない分を商品保証費・保証修理費勘定などで処理します。

☆参考仕訳

(借) 商品保証引当金 50,000 / (貸) 当座預金 70,000

(借) 商品保証費 20,000

■保証期間終了時の仕訳

最後に、本問では問われていませんが、保証期間終了時の仕訳を簡単に確認しておきましょう。このまま保証期間が終了した場合、商品保証引当金の残額 40,000 円 (=50,000 円-10,000 円) を取り崩します。

☆参考仕訳

(借) 商品保証引当金 40,000 / (貸) 商品保証引当金戻入 40,000

商品保証引当金に関する問題は、第 129 回の問 4や第 134 回の問 4、第 141 回の問 5、第 143 回の問 2でも出題されているので、あわせてご確認ください。

5. 消費税に関する問題です。

消費税の処理方法は、消費税を売上や仕入等を含めて処理する「税込方式」と、仮払消費税や仮受消費税で処理する「税抜方式」があります。

本問は、問題文に「消費税については税込方式で記帳すること」とあるので、消費税 16,000 円 (=200,000 円×8%) は仕入に含めて処理します。

★解答仕訳

(借) 仕入 216,000 / (貸) 買掛金 216,000

なお、税込方式を採用している場合は、消費税の納付額が確定したタイミングで租税公課と未払消費税を計上します。参考までに仕訳をご確認ください。

☆参考・仮に納税額が 8,000 円に確定した時の仕訳

(借) 租税公課 8,000 / (貸) 未払消費税 8,000

■もし税抜方式で記帳していたら？

消費税を税抜方式により記帳する場合は、消費税を支払った時は仮払消費税、受け取った時は仮受消費税で処理します。その後、決算において仮払消費税と仮受消費税を相殺し、貸借差額により消費税の納付額または還付額を計算します。

- ・仮払>仮受 → 多く払いすぎている → 払いすぎている分が戻ってくる → **未収還付消費税**
- ・仮払<仮受 → 多くもらいすぎている → もらいすぎている分を納める必要がある → **未払消費税**

☆参考・200,000 円の商品を仕入れ、300,000 円で販売した時の仕訳

(借) 仕 入	200,000	／	(貸) 買 掛 金	216,000
(借) 仮払消費税	16,000			
(借) 売 掛 金	324,000	／	(貸) 売 上	300,000
			(貸) 仮受消費税	24,000

☆参考・納税額が 8,000 円に確定した時の仕訳

(借) 仮受消費税	24,000	／	(貸) 仮払消費税	16,000
			(貸) 未払消費税	8,000

消費税に関する問題は、第 104 回の間 3や第 110 回の間 2、第 117 回の間 3、第 124 回の間 3、第 132 回の間 3、第 142 回の間 1、第 143 回の間 5、第 144 回の間 3、第 146 回の間 5、第 147 回の間 3、第 150 回の間 4でも出題されているので、あわせてご確認ください。